

宇佐市工事書類簡素化実施要領

令和2年10月16日
行経第1016001号

(目的)

- 1 土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき受注者に対し提出等を求めていた工事書類について、見直しによる簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に寄与することを目的とする。

(位置付け)

- 2 本要領は工事書類の簡素化について具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

- 3 宇佐市が発注する建設工事を対象とする。

(実施内容)

- 4 本要領による実施内容は、大分県の工事書類簡素化実施要領を準用するとともに、宇佐市「工事書類簡素化の手引き」のとおりとする。

(その他)

- 5 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題や疑義が生じた場合は、速やかに行財政経営課検査係へ報告するものとする。

(適用)

- 1 この要領は、令和2年11月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。